

平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会社名 サンコール株式会社
代表者名 代表取締役社長 山主 千尋
(コード番号 5 9 8 5 東証 1 部)
問合せ先 業務・管理部門長 杉村 和俊
(電話 075 - 881 - 5280)

当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決議するとともに、平成 20 年 6 月 23 日開催の当社第 91 期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、当社株券等の大規模買付行為への対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入いたしました。

その後、平成 23 年 6 月 24 日開催の第 94 期定時株主総会において、株主の皆様の承認をいただき、旧プランを更新しております。

旧プランの有効期間は、平成 26 年に開催される当社定時株主総会の終了時点までであり、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 97 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）の終結の時をもって満了いたします。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上を目的として、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、旧プランを更新することを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）

本プランの更新を決定した取締役会には、当社監査役 4 名全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの採用に賛成する旨の意見を述べています。

会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものといいたします。

なお、本プランの旧プランからの主要な変更点は、以下のとおりです。

- ・大規模買付者に提供を求める情報の内容を一部見直しました。
- ・その他字句および表現の修正等の所要の変更を行いました。

平成 26 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 2 のとおりです。同日時点において、当社株式は、伊藤忠商事株式会社が 24.98%を保有しますものの、当社といたしましては、今後、株主構成が変動するとともに当社株式の流動性が増す可能性等を考慮いたしますと当社株式の大規模買付行為がなされる可能性は否定できないと考えております。

なお、本日現在、当社株券等の大規模買付行為に係る打診、申入れ等はありません。

以 上

記

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1．基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1943年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉及び当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

2．基本方針の実現に資する取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は、1943年、航空機用エンジンの弁ばね用高級鋼材料を製造する目的で創業しました。創業以来、技術集約型精密製品の創造をビジネステーマとして、Fine Precision Products（超精密製品）の機能創造を通じて、お客さまの問題解決を図り社会に貢献することを基本理念に、今日まで歩んできました。

創業時から培われた精密金属塑性加工技術は、異形ダイス開発、超精密金型技術と融合して省資源化に役立つ高精度異形線開発に発展し、“ばね”を中心とした弾性利用部品の設計技術を通じて、自動車用部品の分野で世界でもユニークな材料が

ら加工品までの一貫メーカーの地位を不動なものとしています。

一方、早くから電子情報通信分野の飛躍的發展にも注力し、高精度金属塑性加工にエンジニアリングプラスチック、ファインセラミックス加工技術を取り入れ、クリーン技術、界面技術、精密組立技術と融合させて、高度情報化社会を支える大容量記憶装置（ハードディスクドライブ）、プリンター（複写機、LBP、Ink-Jet）、光通信装置のキーパーツを供給しています。

こうした精密製品の生産技術力、開発力が当社の企業価値の源泉であると考えております。

(2) 中長期的な企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、中期経営計画「プラン37500」をスタートさせました。コア技術である精密金属塑性加工をベースに、自動車やデジタル製品、光通信のグローバル市場でのシェア拡大を進め、2016年度に連結売上高500億円を目指します。

世界経済が大きく変動する中、顧客の海外生産移管が急速に進み、新興国のメーカーとの激しい競争に直面するなど、当社を取り巻く環境は厳しくなっています。当社グループでは、次の項目を対処すべき主な課題として取り組んでいます。

売上高の拡大

自動車部品分野では、既存製品の販売拡大を図ると共に、HV・EV車向け製品への参入を進めます。情報技術分野ではハードディスクドライブ向けマイクロアクチュエーター付きサスペンションや顧客仕様に改良した光通信用コネクタ- /アダプターなど開発製品の市場展開を進めます。プリンター用ローラーについては、新用途への活用提案により販売拡大に努めます。

グローバル生産体制の強化

自動車関連はアジアや北米向けの需要が今後益々伸びることが見込まれます。また、為替リスクなど外部環境の変化に対応すると同時に、新興国メーカーとの競争で優位性を維持しなければなりません。継続した投資を行い日本、アジア、北米の3極生産体制を強化していきます。また弁ばね用線は合併事業による中国での生産を開始し、拡大する需要に対応していきます。なお、北米事業体制強化のため2013年9月に設立したメキシコ現地法人は、現在、弁ばね用線の製造に向けた工場建設及び製造ライン設置を進めております。

新製品開発体制の強化

次世代自動車HV・EV・FCVに搭載されるコア技術を応用した製品、バイオマスを利用した環境製品および医療・福祉製品となる装着型運動支援システムの開発に注力します。

グローバル競争に勝ち抜く原価低減

生産工程を省略しコンパクトな生産ラインにつながる素材開発、生産性を高

めたラインへの改造や現場における地道な改善活動など当社グループ一丸となった原価改善活動を通じ、原価低減を進めていきます。

内部統制システムの精度アップと業務の効率化

「内部統制システムの充実」は、業務の効率化、適正化等を通じて様々な利益をもたらすと同時に、証券市場に対する内外の信頼を高め、当社を取り巻く全てのステークホルダーに多大な利益をもたらすものと認識しております。業務ルールの標準化・文書化による責任・権限の明確化・業務の可視化、IT活用による不正・誤謬の発生しないシステムのさらなるレベルアップに取り組んでおります。

コンプライアンスの推進

当社の一員として、社会人として良識と責任のある行動をとるよう日ごろから「コンプライアンス委員会」を軸に推進しています。社員一人ひとりが特に留意すべき事項を「行動規範」として定めており、社員が常に日頃の業務遂行の指針とするよう各職場で繰り返し読み合わせするなどして徹底しています。また、年に一度「コンプライアンス強化週間」を設け、トップメッセージの発信や、コンプライアンスアンケートを実施し、全員参加でコンプライアンスを推進する機会としています。

こうした精密製品の製造・販売、内部統制・コンプライアンスの充実を通じて、株主・投資家をはじめすべてのステークホルダーの皆様方の期待に応えるべく、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指した活動を継続してまいります。

(3) コーポレートガバナンス

当社は、上記諸施策の実行に向けた体制を整備し、持続的な企業価値向上を追求することが重要と考え、コーポレートガバナンスの強化を図っております。取締役の任期を1年とし、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる態勢としております。代表取締役等と直接の利害関係のない独立した立場から、客観的な視点で取締役会を監督するため、社外取締役、社外監査役を選任しております。また、執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の決定と日常の業務執行を区分することで、取締役会の意思決定と監督機能の強化を図っております。そして、代表取締役社長直轄且つ他部門から独立した内部監査室を設置し、当社及びグループ会社における業務活動が法令・定款及び社内ルールに基づき適法且つ公正に運営されているか等、各部門の内部統制、コンプライアンス、業務遂行状況等についての内部監査を実施し、業務の改善提案、改善結果の確認等を行い、その内容を適宜、取締役、監査役に報告する機能も有しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大規模な買付行為への対応策）

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大規模な買付行為への対応策（本プラン）を更新いたします。具体的には、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。

1. 本プランの発動に係る手続

（1）対象となる大規模買付行為

本プランは下記 又は に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者又は提案する者（以下「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うこととします。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²およびその共同保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付け

当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（2）大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じです。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。以下同じです。

³ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。）。以下同じです。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じです。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下 において同じです。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じです。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じです。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じです。

情報」といいます。)及び当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、株券等の所有状況及び取引状況等を含みます。)

大規模買付行為をする株券等の種類、大規模買付行為の目的、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の価格・種類、買付予定の株券等の数及び大規模買付行為を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性等を含みます。なお、大規模買付行為の適法性については、弁護士による意見書をご提出いただくこととします。)

大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定の経緯、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)

大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連の有無(直接・間接を問いません。)

及びこれらに対する対処方針

その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

当社取締役会による検討作業

大規模買付者から情報・資料等(追加的に要求したのものも含みます。)の提供が十分になされたら当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は、原則として 60

日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は原則として 90 日間を超えない検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定し速やかに開示します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大規模買付者から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討及び大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。大規模買付者は、取締役会検討期間において、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動等の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、その決議により、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大 30 日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って適時適切に株主の皆様に対して開示します。

株主及びステークホルダーに対する情報開示

取締役会検討期間において、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況及び当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との交渉を行い、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

2．大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が、上記 1.「本プランの発動に係る手続」(2) に定める情報提供及び取締役会検討期間の確保その他本プランに定める大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為である場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提供を求めて大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記 5.「本新株予約権の無償割当ての概要」にその概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、その他当社取締役会

が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、下記３．「株主意思の確認手続」に記載のとおり、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認を実施します。但し、下記（ｉ）又は（ii）に該当する場合は、その限りではありません。

（ｉ）大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は否定しないものの、原則として、本新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動は行いません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様が当該大規模買付行為の提案内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案を踏まえ、ご判断いただくこととなります。

（ii）大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合

当社取締役会は、当該大規模買付行為について以下の から のいずれかの類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考え、当社企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、株主意思確認総会を経ることなく本新株予約権の無償割当て等を実施することがあります。

真に当社の経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合（いわゆるグリーンメーラー）

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させる目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、

有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける目的で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の企業価値の源泉である重要顧客をはじめとする顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

大規模買付者の経営陣または主要株主に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係するものが含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を株主様に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

上記 から のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

3. 株主意思の確認手続

当社は、本新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。但し、上記2.「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」の(1)「大規模買付者が本プランに定める大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為である場合」、又は、(2)(i)「大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合」、又は、同(ii)「大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合」には、株主意思の確認手続は行われません。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、議決権を行使できる株主様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、投票基準日の2週間前までに公告を行うものとします。株主意思の確認手続において投票権を行

使することができる株主様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主様とし、投票権は議決権 1 個につき 1 個とします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、採るべき対抗措置の内容及び株主意思の確認を株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって行うのかについて決定するものとします。株主意思確認総会における投票の場合、決議は総株主の投票権の 3 分の 1 以上を有する株主様が出席し、その投票権の過半数をもって行うものとします。書面投票による場合、決議は総株主の投票権の 3 分の 1 以上を有する株主様が投票を行い、その投票権の過半数をもって行うものとします。株主意思の確認手続において、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られた場合は、株主様による本対抗措置発動への賛同があったものとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、株主意思確認の手続が開始された場合であっても、株主意思の確認が完了するまでの間に、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反するものと判明したときは、当社取締役会は、いつでも株主意思確認の手続を中止し、大規模買付行為に対抗することができるものとします。

また、当社取締役会が上記の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合等には、当社取締役会は対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとし、当該決議の概要等について速やかに情報開示を行います。

4 . 大規模買付行為の開始

本プランにおいては、大規模買付者は、次の(1)又は(2)の場合に大規模買付行為を開始できるものとします。

(1) 当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決定した場合

上記2 . 「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」(2)(i)「大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合」に記載のとおり、当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決定した場合、当該決定日の翌営業日から、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるものとします。

(2) 株主意思確認総会又は書面投票において、対抗措置発動の承認を求める議案が否決された場合

上記3 . 「株主意思の確認手続」に記載の株主意思確認総会又は書面投票において、対抗措置発動の承認を求める議案が否決された場合、当該株主意思確認総会日又は

書面投票日の翌営業日から、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるものとします。

なお、上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動することができるものとします。

5. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき発動する対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施する場合、その概要は、以下のとおりとします（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください）。なお、当社は、原則として、大規模買付者に割り当てられた新株予約権を、他の株主とは異なる対価をもって取得することはいたしません。

(1) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価格は、金1円を下限として当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。

(6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議におい

て、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(9)(ii)に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

(7) 本新株予約権の行使条件

次に記載する者は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記(9)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細は別紙1「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

特定大量保有者⁹

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者¹⁰

特定大量買付者の特別関係者

上記 ないし に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者

上記 ないし 記載の者の関連者¹¹(以下、 ないし に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)

(8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による本新株予約権の取得

⁹当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹⁰ 公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じです。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹¹ ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(i) 当社は、当社取締役会が対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、本新株予約権の効力発生日までは、本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の効力発生日後、行使期間の初日の前日までの間は、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(ii) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙 1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

6. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の当社第 97 期定時株主総会において、本プラン更新の承認議案が可決されることを条件として、同承認があった日より発効することとし、その有効期間は、平成 29 年 6 月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更若しくはこれらの解釈・運用の変更、金融商品取引所の規則の変更若しくは解釈・運用の変更、又は、税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・

株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

2．株主共同利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3．株主意思を重視するものであること

本プランは、上記 6．「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の当社第 97 期定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として更新されるものです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

さらに、大規模買付ルールに従った大規模買付行為が行われた場合には、原則として対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

4．合理的な客観的発動要件を設定していること

本プランは、上記 1．「本プランの発動に係る手続」及び同 2．「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

5．第三者専門家の意見の取得

上記 1．「本プランの発動に係る手続」(3)にて記載したとおり、大規模買付者が出現した場合、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

6．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 6．「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大規模に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を

交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

株主の皆様への影響

1. 本プランの更新時に株主の皆様にご与える影響

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

前述の 2.「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」において述べたように、大規模買付者が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会又は株主意思確認総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記 3.

「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(2)において記載する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社は、下記 3.「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(3)に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払い込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記 5.「本新株予約権の無償割当ての概要」(9)に記載したとおり、当

社は、本新株予約権の効力発生日までは、本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは、無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 株主名簿への記録

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権が無償にて割当てられるため、株主の皆様においては、当該割当て期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり金1円を下限として当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価格を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(3) 本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割当てる新株予約権(以下、個別に又は総称して「新株予約権」といいます。)の内容は下記2.に記載されるるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議(以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当て期日(以下「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行いません。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用します。

上記に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数(但し、当社の有する当社株式の数を除きます。)の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格（下記に定義されます）に対象株式を乗じた価格とします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価格（以下「行使価格」といいます）は金1円を下限として当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

（3）新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において当社取締役が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し下記（6）の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

（4）新株予約権の行使条件

（ ）特定大量保有者、（ ）特定大量保有者の共同保有者、（ ）特定大量買付者、（ ）特定大量買付者の特別関係者、（ ）上記（ ）ないし（ ）に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは継承した者、又は、（ ）上記（ ）ないし（ ）記載の者の関連者（以下、（ ）ないし（ ）に該当する者を総称して「特定買付者等」といいます。）は、新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

（a）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

（b）「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

（c）「特定大量買付者」とは公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1

項に定義されます。以下本(c)において同じです。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本(c)において同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じです。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいいます。

- (d) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
- (e) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

上記にかかわらず、下記(a)ないし(d)の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

- (a) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。)又は当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義されます。)
- (b) 当社を支配する意図がなく上記(a)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記(a)の特定大量保有者に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記(a)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (c) 当社による自己株式取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(a)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)
- (d) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいて

は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限りま。

適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、()所定の手続の履行若しくは()所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含みます。)の充足、又は()その双方(以下「準拠法行使手続・条件」といいます。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負いません。また、当該管轄地域において法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

上記にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、()自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ()その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は大阪証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記()及び()を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することが

できない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)

及び の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除きます。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記の承認をするか否かを決定します。

- (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記(b)ないし(d)に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含みます。)が提出されているか否か
- (b) 譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
- (c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかであるか否か
- (d) 譲受人が特定買付者等のために譲り受けしようとしている者でないことが明らかか否か

(6) 当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができます。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が別に定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができます。

- (7) 合併(合併により当社が消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定します。

(8) 新株予約権に係る新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(9) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成26年5月14日現在施行されている規定を前提とし

ているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

別紙 2

大株主の状況

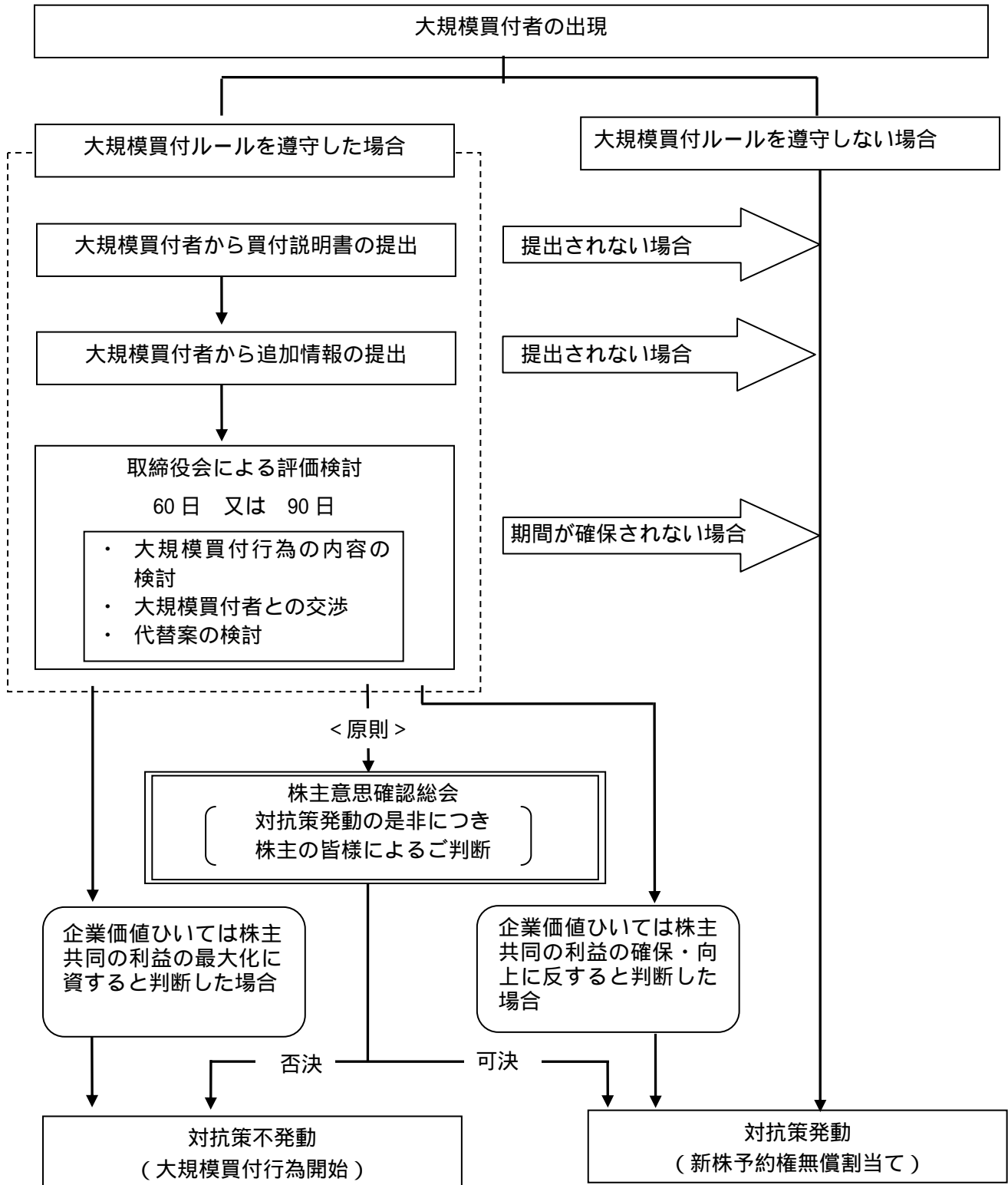
平成 26 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

株主名	持株数 (千株)	持株比率(%)
伊藤忠商事(株)	8,509	24.98
日本マスタートラスト信託銀行(株)	5,069	14.88
三井住友信託銀行(株)	1,000	2.94
(株)京都銀行	768	2.26
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	664	1.95
サンコール従業員持株会	641	1.88
トヨタ自動車(株)	623	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	465	1.37
京都中央信用金庫	300	0.88
日本生命保険(相)	276	0.81

(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しています。

(注) 当社の自己株式(2,342千株)は、上記の表には含めておりません。

(参考資料)



上記フロー図は本プランの概要を説明するためのものであり、本プランの詳細については必ず本文をご参照下さい。